

MR F 及びMMF の運営に関する規則に関する細則

平成16年 3月19日制定
平成17年 6月 9日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 9月19日改正
平成24年12月20日改正
平成28年 7月21日改正
令和 5年 1月19日改正

(目 的)

第1条 この細則は、MR F 及びMMF の運営に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(資金の借入の限度額)

第2条 規則第19条第4項に規定する細則に定める限度額は、投資信託等の運用に関する規則に関する細則第4条の規定を適用する。

(償還金等が不確定な仕組債)

第3条 規則第22条第7項に規定する細則で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該債券等の償還金額が、指数等に連動するもの
- (2) 当該債券等の償還金額又は金利が、為替に連動するもの
- (3) 当該債券等の金利が、長期金利に連動するもの
- (4) 金利変動に対して逆相関するもの
- (5) レバレッジがかかっているもの
- (6) その他償還金等が不確定なものとして自主規制委員会で定めるもの

(WAM方式の平均残存期間の計算方法)

第4条 規則第24条に規定する組入資産のWAM（Weighted Average Maturity：加重平均満期）方式の平均残存期間は、計算日における当該投資信託財産に組入れられている有価証券等について、次に掲げる有価証券等の種類に応じて、当該各号に定める方法により計算された一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額（信託財産の評価及び計理等に関する規則に基づき評価した額をいう。以下同じ。）を乗じて得た期間の合計期間を、有価証券等の組入額の合計額で除して得た期間とする。

- (1) 有価証券（現先取引及び債券の貸借取引に係るもの並びに変動利付債を除く。）は、受渡日から償還日までの日数とし、以後償還日まで日々日数を減じた期間
 - (2) 金融商品（現先取引に係るものを除く。）は、取引の開始日から満期日までの日数とし、以後満期日まで日々日数を減じた期間
- ただし、預金（CDを除く。）及び指定金銭信託は、その期間を1日として計算する。

(3) 変動利付債は、受渡日から次回金利適用日の前日までの日数とし、以後次回金利適用日まで日々日数を減じた期間

(4) 現先取引及び債券の貸借取引は、取引開始日からエンド日までの日数とし、以後エンド日まで日々日数を減じた期間

2 平均残存期間の計算に当たっては、前項各号に規定する有価証券等の約定日から受渡日までの間に他の有価証券等で運用する場合には、当該他の有価証券等の計算日から満期日までの期間を加算して計算するものとする。

3 第1項に規定する平均残存期間の計算例は、自主規制委員会において定める。

(WAL方式の平均残存期間の計算方法)

第4条の2 規則第24条に規定する組入資産のWAL (Weighted Average Life : 加重平均残余期間) 方式の平均残存期間は、計算日における当該投資信託財産に組入れられている有価証券等について、次に掲げる有価証券等の種類に応じて、当該各号に定める方法により計算された一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た期間の合計期間を、有価証券等の組入額の合計額で除して得た期間とする。

(1) 有価証券(現先取引及び債券の貸借取引に係るものを除く。)は、受渡日から償還日までの日数とし、以後償還日まで日々日数を減じた期間

(2) 金融商品(現先取引に係るものを除く。)は、取引の開始日から満期日までの日数とし、以後満期日まで日々日数を減じた期間

ただし、預金(CDを除く。)及び指定金銭信託は、その期間を1日として計算する。

(3) 現先取引及び債券の貸借取引は、取引開始日からエンド日までの日数とし、以後エンド日まで日々日数を減じた期間

2 平均残存期間の計算に当たっては、前項各号に規定する有価証券等の約定日から受渡日までの間に他の有価証券等で運用する場合には、当該他の有価証券等の計算日から満期日までの期間を加算して計算するものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年6月9日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成 20 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 25 年 1 月 4 日から実施する。

附 則

この改正は、平成28年12月 1 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第 3 条、第 4 条を改正。第 4 条の 2 を新設。第 5 条、第 6 条を削除。

附 則

この改正は、令和 5 年 1 月 19 日から実施する。

ただし、この改正の際現に存するMR F等については、令和 5 年 7 月 19 日までの間は、従前の規定によることができるものとする。

*改正条項は、次のとおりである。

第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 1 項を改正。